宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則

平成19年12月11日

宮城県公安委員会規則第16号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則を次のように定める。

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（飲酒運転の再発防止のための措置）

第２条　公安委員会は、条例第10条第１項の規定に基づき県が講ずる措置として、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第117条の２第１項第１号又は法第117条の２の２第１項第３号の規定に該当する者（以下「飲酒運転違反者」という。）に対し、法第108条の２第１項第２号、同項第３号、同項第15号又は同項第16号に規定する講習において、条例第２条第１号に規定する飲酒運転（以下「飲酒運転」という。）の再発防止に必要な教育を行うものとする。

（市町村長に対する情報提供）

第３条　条例第11条第１項第１号の規定による市町村長に対する情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　当該市町村の区域で飲酒運転による交通事故が発生した場合は、その状況、当該事故の飲酒運転違反者の性別等及び当該違反者の飲酒の状況

⑵　当該市町村の区域に居住する住民が飲酒運転をし、又は飲酒運転による交通事故を起こした場合は、その状況、当該飲酒運転をした飲酒運転違反者の性別等及び当該違反者の飲酒の状況

２　前項第１号に規定する情報は別記様式第１号により、同項第２号に規定する情報は別記様式第２号により、それぞれ発生の都度速やかに提供するものとする。

（事業者等に対する情報提供）

第４条　条例第11条第１項第２号の規定による事業者等に対する情報の提供は、おおむね50人以上の従業員を有する事業者等に対し、６月ごとに、該当する情報がある場合に別記様式第３号によって行うものとする。

（事業者団体に対する情報提供）

第５条　条例第11条第１項第３号の規定による事業者団体に対する情報の提供は、３月ごとに、該当する情報がある場合に別記様式第４号によって行うものとする。

（推進委員の委嘱）

第６条　条例第13条第１項に規定する飲酒運転根絶活動推進委員（以下「推進委員」という。）は、条例第15条第１項の規定により指定された飲酒運転根絶重点区域（以下「重点区域」という。）ごとに、当該区域を管轄する警察署長が推薦する者の中から委嘱する。

（推進委員の活動）

第７条　推進委員は、重点区域において、次に掲げる活動を行うものとする。

⑴　飲酒運転根絶に関する広報啓発

⑵　飲酒運転の再発防止に関する相談の受理及び助言
⑶　その他の飲酒運転の根絶に寄与する活動
（推進委員の地位及び任期）
第８条　推進委員は、名誉職とし、その任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
（推進委員の解嘱）
第９条　公安委員会は、推進委員にふさわしくない非行があったときは、これを解嘱することができる。
（協議会の設置）
第10条　条例第13条第２項の規定による地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）は、重点区域ごとに組織するものとする。
（協議会の会長）
第11条　協議会に、会長を置き、推進委員が互選する。
２　会長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
３　会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。
（協議会の事務）
第12条　協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
⑴　推進委員の活動に関する方針の決定並びに相互の連絡及び調整
⑵　飲酒運転根絶施策に関する意見の申出
（災害補償）
第13条　推進委員としての活動により生じた災害の補償は、非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）の定めるところによる。
（委任）
第14条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。
附　則
この規則は、平成20年１月１日から施行する。
附　則（平成22年8月31日宮城県公安委員会規則第６号）
この規則は、平成22年９月１日から施行する。
附　則（平成25年12月20日宮城県公安委員会規則第７号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和６年３月26日宮城県公安委員会規則第８号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（令和７年３月18日宮城県公安委員会規則第６号）
（施行期日）
１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（飲酒運転の再発防止のための措置に関する規定の適用）

２　この規則による改正後の宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則第２条の規定（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の２第１項第15号及び同項第16号に規定する講習における飲酒運転の再発防止のための措置に限る。）は、この規則の施行の日以後に同法第117条の２第１項第１号又は同法第117条の２の２第１項第３号に該当した者に対して行う飲酒運転の再発防止のための措置から適用する。

別記様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第１項第１号の規定に基づき、貴市町村で発生した飲酒運転による交通事故の状況について、お知らせします。

記

１　飲酒運転による交通事故の状況

⑴　発生の日時

⑵　発生の場所

⑶　事故の形態及び状況

２　飲酒運転違反者

⑴　性別　（　男　女　）

⑵　年代　〔　10歳代　20歳代　30歳代　40歳代　50歳代　60歳代　70歳代　80歳代以上　〕

⑶　居住地域（　　）

３　飲酒の状況

⑴　飲酒した地域（　　）

⑵　飲酒量（　　）

⑶　その他参考事項（　　）

注　２－⑴及び⑵は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第１項第１号の規定に基づき、道路交通法第117条の２第１項第１号（酒酔い運転）又は第117条の２の２第１項第３号（酒気帯び運転）の規定に該当した貴市町村の住民について、お知らせします。

記

１　飲酒運転又は飲酒運転による交通事故の状況

⑴　飲酒運転の種別

⑵　発生の日時

⑶　発生の場所（事故の形態及び状況）

２　飲酒運転違反者

⑴　性別　（　男　女　）

⑵　年代　〔　10歳代　20歳代　30歳代　40歳代　50歳代　60歳代　70歳代　80歳代以上　〕

⑶　居住地域（　　）

３　飲酒の状況

⑴　飲酒した地域（　　）

⑵　飲酒量（　　）

⑶　その他参考事項（　　）

注　２－⑴及び⑵は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第１項第２号の規定に基づき、道路交通法第117条の２第１項第１号（酒酔い運転）又は第117条の２の２第１項第３号（酒気帯び運転）の規定に該当した貴事業所の従業員の数について、お知らせします。

記

１　該当した期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　該当者数

○　酒酔い運転　　人

○　酒気帯び運転　　人

別記様式第４号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第１項第３号の規定に基づき、道路交通法第117条の２第１項第１号（酒酔い運転）又は第117条の２の２第１項第３号（酒気帯び運転）の規定に該当した貴団体傘下事業所等の従業員の数について、お知らせします。

記

１　該当した期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　該当者数

○　酒酔い運転　　人

○　酒気帯び運転　　人